

広島市公衆浴場の許可事務取扱規程

制定 令和2年1月31日

(趣旨)

第1 この規程は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）における営業の許可に関する事務を円滑かつ適正に行うため、その手続及びその他必要な事項を定める。

(事務の所管)

第2 公衆浴場の許可に係る事務は、広島市保健所環境衛生課（以下「環境衛生課」という。）が行うこととする。

(事前審査)

第3 環境衛生課は、公衆浴場業を經營しようとする者（以下「事業者」という。）に対して、許可申請を行う前に事前審査願を提出するよう求める。

なお、事業者に対し、事前審査願の提出前に建築基準法及び消防法等の他法令の所管部署に事前相談するよう指導する。また、既設の一般公衆浴場の営業と競合の関係になる可能性があるため、事業者に対して、関係団体との調整を十分に行うよう求める。

1 事前審査願の受付

事前審査願は、正本1通、副本1通を提出することとし、必要書類は、第4の2に規定する申請書類に準ずる。

2 事前審査願の審査

第4の5に規定する許可申請書の審査に準じて行う。

3 事前審査結果の通知

(1) 保健所長は、審査の結果、事前審査願の内容が適正であると認められるときは、事業者に対して、審査済書を交付する。

(2) 保健所長は、審査の結果、不備事項について、事業者に対して補正を求めても事業者がそれに応じず、事前審査願の内容が適正でない認められる場合には、理由を付した書面をもって営業者に通知する。

(許可申請)

第4 環境衛生課は、広島市公衆浴場法施行条例施行規則（昭和55年規則第24号。以下「市規則」という。）第2条に規定する書類（以下「許可申請書」という。）が提出されたときは、審査基準に適合しているか否かについて、次に掲げる手順に従い、標準処理期間内に処理する。

なお、第3に規定する事前審査手続を経ることなく、許可申請が行われようとした場合は、原則、第3に規定する事前審査願を提出するよう指導する。

1 許可申請書の受付

環境衛生課は、事業者から提出のあった許可申請書について、原則、受付前に、別表第1による形式

審査及び別表第2による付加指導形式事項の確認を行い、不備事項に対しては、事業者に対し、定めた期限内に補正を求めることとする。さらに、別表第3の内容審査事項に対しても上記と同様の指導を行う。

2 申請書類

許可申請書は、正本1通、副本1通を提出することとし、添付する書類は、次に定める書類とする。

(1) 市規則第2条第1号から第6号に規定する書類については、次のことがわかる書類を添付すること。

ア 市規則第2条第2号に規定する各階平面図は、受付、履物置き場等構造設備概要に記載がある設備の配置場所が明記されている図面であること。

イ 市規則第2条第6号に規定する登記事項証明書（写しでも可）は、最新のものであること。（ただし、事前審査時の提出は不要とする。）

(2) 市規則第2条第7号に規定する、その他保健所長が必要と認める書類は次のとおりとする。

ア 敷地、施設全体面積、営業面積の求積図及びこれらの計算式を記載した書類

イ 浴場内の照明設備の設置箇所を明示した図面及び仕様書

ウ 浴場内の換気及び空調設備の設置箇所を明示した図面及び仕様書

エ 給排水経路の縦断面経路図（給排水の設備が階層をまたいで設置されている場合）

オ 蒸気又は熱気を使用する入浴設備の詳細図面

カ 広島市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第64号。以下「条例」という。）第6条の規定による適用除外施設を設ける場合は、条例第6条の適用願及び適用除外に関する施設、入浴の対象者、入浴方法等を記載した書類

キ 飲用水供給設備について水道水以外の水を利用する場合は、水質検査結果の写し（ただし、事前審査時の提出は不要とする。）

ク 水道水以外の水を飲用させる場合は、市規則第6条に適合することを証明する水質検査結果の写し（ただし、事前審査時の提出は不要とする。）

ケ 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合は、その物質、又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を示す書類

3 関係法令の遵守状況

建築基準法、消防法等の関係法令の遵守状況の確認のため、次の書類を求めることとする。

(1) 建築基準法を満たしていることが確認できる書類

(2) 消防法令適合通知書の写し

(3) その他、関係法令を満たしていることが確認できる書類

4 その他指導事項

(1) 既設の一般公衆浴場の営業と競合の関係になる可能性があるため、事業者に対して、関係団体との調整を十分に行うよう指導し、協議結果に関する申立書の提出を求める。

(2) 施設の維持管理に係る衛生上の管理運営要領の作成を求める。

(3) ろ過器を設置する場合にあっては、条例第4条1号コの規定によるほか、次の構造設備上の措置を講ずるよう指導する。

ア ろ過器は、浴槽ごとに設置すること。

イ 浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

ウ 循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造とすること。

(4) 露天風呂を設置する場合は、屋外に洗い場を設けないこと。

5 許可申請書の審査

環境衛生課は、事業者から提出のあった許可申請書について、別表第1による形式審査及び別表第3による内容審査を行い、不備事項に対しては、事業者に対し、定めた期間内に補正を求めることとする。併せて、別表第2による付加指導形式事項及び別表第4による付加指導内容事項の確認を行い、必要と認められる場合は、指導を行う。

なお、一般公衆浴場の審査にあたっては、別紙「一般公衆浴場の許可基準」によるものとする。

6 施設の調査

環境衛生監視員は、施設の調査を実施し、許可申請書の記載事項と相違ないことを確認する。

7 許可申請審査結果の通知

(1) 保健所長は、第4の5及び6の規定により審査及び調査した結果、公衆浴場業の許可を与えることとしたときは、申請者に所定の許可証を交付する。

(2) 保健所長は、第4の5及び6の規定により審査及び調査した結果、不備事項について、申請者に対して補正を求めてもそれに応じず、許可を与えないこととしたときは、申請者に不許可通知書を交付する。

(適用除外)

第5 浴槽水を用いない浴槽設備（おがくず風呂、酵素風呂、砂湯等）については、条例第5条の浴槽水に係る規定について、浴槽水がない為、適用しない。

(その他手続き)

第6

1 新たな許可を要する場合

公衆浴場業を営む者（以下「営業者」という。）が次の変更を行おうとするときは、新たに法第2条第1項に規定する許可を要するものとする。

(1) 営業施設の移転又は営業者の変更（譲渡、合併、分割又は相続による地位の承継の場合を除く。）

(2) 営業の種別の変更

(3) 営業施設の構造設備の変更であって、変更前後の構造設備が同一性を失っていると認められる次の場合

ア 当初許可時から営業面積の2分の1を超える増築、改築又は縮小を行う場合

イ 変更を行おうとする部分の延べ床面積が当初許可時の延べ床面積の2分の1を超える場合

2 既存の公衆浴場の構造設備等の変更を行う場合

既存公衆浴場で、男女専用浴室の使用方法の変更や、新たに家族風呂、介護風呂等の個室風呂を設置し、条例第6条の除外規定を適用する場合にあっても、変更届出書に第4の2(2)カと同様の書類の添付を要するものとする。

附 則

- 1 この規程は令和2年1月31日から施行する。
- 2 「興行場及び公衆浴場の営業許可事務取扱規程」(平成6年12月27日制定)は廃止する。
- 3 この規程は、この規程の施行の日以後の申請に係る公衆浴場業の許可について適用し、同日前の申請に係る公衆浴場業の許可については、なお従前の例による。

附 則

この規程は令和2年12月15日から施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規程は令和5年12月13日から施行する。